

あとがき

○ 茨城県保健福祉部保健予防課技佐 大高 恵美子

この指針は、茨城県の県職保健師と市町村保健師が日ごろの活動を振り返り、地域に責任を持てる保健活動を目指して、協働で作成したものです。

行政保健師は県と市町村に配置され、同一の所属でも複数の配属先があり、分散配置が進んでいます。業務は様々ですが、保健師としての公衆衛生看護活動の使命は同じです。

この指針が様々な部署にいる保健師の保健活動の拠り所となり、保健師をつなぎ、共に育ち合い、その使命を果たしていく道しるべとなることを期待しています。

〈～保健師活動の使命を果たす手法としての地区活動～〉

一人ひとりの住民を“この地域の生活者”として理解し、そこから地域共通の健康問題を見出す。その課題を地域の伝統・文化、地域ルールから乖離せず、住民とのパートナーシップ・協働に価値を置きながら解決していく道筋を模索する。これが公衆衛生看護の姿であり、公衆衛生看護活動の担い手である保健師が、地域に対するこだわりを持ち続ける意味である。保健師は、地区活動という地区に入り込む手法でこの活動を守り続けてきた専門家である。

*『地区活動のあり方とその推進体制に関する検討会』報告書から

○ 茨城県市町村保健師連絡協議会長 ひたちなか市健康推進課技佐 小泉 美枝子

9月10日に発生した「関東・東北豪雨」で被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。また被災地の保健師による住民支援、県内外の保健師による被災地支援に対し深く敬意を表します。本指針が皆様のお手元に届くころには、復興が進んでいることを心から願っております。

さて、平成25年4月に「地域における保健師の保健活動について」（以下保健師活動指針）が国から発出されました。その年の8月に当時の全国保健師長会会長の加藤静子氏の「保健師活動指針」の講演を聴き、感銘を受けました。これから保健師の保健活動を熱く語る先輩保健師の姿を目の当たりにし、自分のこれまでの保健活動を省みる大きな機会となり、何か行動を起こさなければという思いに駆られました。その後、日本看護協会の中板育美氏の講演を聴き、その思いはさらに強くなりました。

今回、茨城県版保健師活動指針が完成し、この指針の策定に関わったことは、とても幸運なことと感じております。

指針策定の過程では、思うように作業が進まず、不安と焦りの日々が続きましたが、ワーキング部会のメンバーと事務局の皆様のおかげで完成にこぎつけました。

本指針は完全なものではなく、活動の際の協議の土台として皆様に活用いただければと思っております。

最後に、今回の策定にあたり、アンケートや活動事例提供等にご協力いただいた保健師の皆様に感謝申し上げます。